

(平成23年12月7日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

富山国民年金 事案 234

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 57 年 2 月から同年 4 月まで

A 社を退職後の昭和 57 年 2 月頃に、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその母親は、「昭和 57 年 2 月頃に、B 市で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行つたと思う。」としているものの、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額等について明確には覚えていない上、B 市は、「申立人の国民健康保険の加入記録は 53 年 8 月 16 日から 54 年 3 月 1 日までとなっており、申立期間における加入記録は確認できない。」と回答しており、申立人の母親の記憶とは異なっている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月頃に B 市で払い出されているものの、B 市の国民年金被保険者名簿には、申立人が 54 年 3 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されており、その後、被保険者資格を再取得した形跡はうかがえず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

富山国民年金 事案 235

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から同年 7 月までの期間、57 年 8 月から 60 年 1 月までの期間、同年 8 月、同年 9 月及び同年 11 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 15 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 56 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 57 年 8 月から 60 年 1 月まで
③ 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月
④ 昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月まで

昭和 56 年 8 月頃に、A町（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行い、C信用金庫D支店（現在は、E信用金庫F支店）で口座振替により申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたのに、納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 56 年 5 月当時、既に被用者年金制度の老齢給付受給資格期間を満たしていたことから、申立期間①、②、③の全期間及び申立期間④のうち 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間については、国民年金への加入は任意とされていたところ、61 年 4 月の国民年金法の改正により、同月から強制加入の対象となっている。

申立人は、A町において、「年金制度が変わり、厚生年金保険等の被用者年金に加入していない者は、必ず国民年金に加入しなければならなくなつたと説明を受け、昭和 56 年 8 月頃に同町で国民年金の加入手続を行つた。」と主張しているが、被用者年金制度の老齢給付受給資格期間を満たしている者が国民年金の強制加入とされたのは、前述のとおり、昭和 61 年 4 月からであることから、56 年当時に申立人が同町において上記の説明を受けたとは考え難い。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 4 月頃に払い出されたと推認され、これ以前に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらぬことから、この頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、その際に前述の理由から強制加入被保険者として資格取得日を 61 年 4

月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる上、この資格取得日の記録はB市の国民年金被保険者名簿の記録と一致している。この資格取得日を基準とすると、申立期間①、②、③の全期間及び申立期間④のうち昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間④のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間については、62 年 4 月頃に行われたと考えられる申立人の加入手続時点では、遡って国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人は、「保険料は全てC信用金庫D支店で口座振替により納付し、まとめて納付したことや社会保険事務所（当時）から送付されてきた納付書により納付したことは無い。」と供述しているなど、当該期間の保険料が遡って納付された事情もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで
② 平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで

申立期間当時は、A 社に代表取締役として勤務していた。

オンライン記録では、申立期間①の標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に、申立期間②の標準報酬月額が 36 万円から 9 万 8,000 円に下げられているが、申立期間①及び②において給料が下がった記憶は無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 19 年＊月に破産している上、申立人も当時の資料等は無いと回答しており、申立人の申立期間①及び②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、当時の取締役二人及び事務担当者一人は、当時の厚生年金保険の取扱いについて覚えていないと回答しており、申立期間①及び②当時の A 社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、オンライン記録の申立人の標準報酬月額には、遡って訂正された形跡はみられない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。) 第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、商業登記簿及び当時の複数の社員の供述により、申立人は、申立期間①及び②においてA社の代表取締役であったことが認められる。

したがって、仮に、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

富山厚生年金 事案 847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 30 年 7 月 2 日から 33 年 12 月 20 日まで

A 社(現在は、B 社)で勤務していた期間について脱退手当金を支給済みとなっている。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかつたし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和 35 年 1 月 9 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が申立期間の事業所退職後について「結婚準備のための習い事をしており、再就職を考えていなかつた。」と供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立期間後に加入した厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間の被保険者記号番号と別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで

A 社からもらっていた給与は 35 万円以上で、申立期間においても給与に変動はなかった。

しかし、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が 22 万円になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、既に解散している上、同社の元事業主は、当時の資料は保管していないと回答しており、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人は、A 社の元同僚等への照会を拒否していることから、申立てに係る周辺事情について調査できない。

さらに、企業年金連合会が保管する B 厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員台帳に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 849（事案 226、532、632 及び 728 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 事業所に勤務していた申立期間については、平成 21 年 9 月 16 日付け、22 年 3 月 11 日付け、同年 9 月 29 日付け及び 23 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正是必要ないとする通知を受け取ったが、当時の隣人に、私が A 事業所で勤務していたことについて証明書を書いてもらったので、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から判断して、具体的な時期は明らかではないが、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえるものの、i) 同事業所は既に廃業している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者も死亡していることから、申立人の勤務期間等について確認できないこと、ii) 連絡先が明らかとなった同僚（5 人）からは、申立人の勤務期間及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られないことから、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正是必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、新たな事情として申立期間当時の同僚の名前を挙げ、当該同僚から申立人を覚えている旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間を特定できること、及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについても証言を得られないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正是必要ないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々度の申立てについては、申立人が前回の決定にはどうしても納得できないと主張する以外、申立人から新たな資料等の提出は無かつたことから、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべ

き新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 9 月 29 日付で年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る 4 度目の申立てについては、申立人は、「当時の同僚が年金記録の中に私の名前があったのを見たとする証明書を書いてくれた。」として、当該証明書を新たな資料として提出したが、当該同僚は、

「A 事業所で事務の補助をしていたとき、賃金台帳と思われる資料の中に申立人の名前を見た覚えがあったので、その旨記載したが、厚生年金保険料の控除などの詳しい内容は分からぬ。」と回答していることから、申立人の勤務期間及び申立期間における保険料控除について確認できないとして、平成 23 年 4 月 13 日付で年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回、「自分が A 事業所で勤務していたことの証明書を当時の隣人に書いてもらった。」として、当該証明書を新たな資料として提出し、5 度目の申立てを行っている。

しかし、申立人から提出された当該証明書について、当該隣人は、「申立人が A 事業所に勤務していたことは知っているので、その旨記載したが、私自身が同事業所に勤務していたわけではなく、申立人の厚生年金保険料の控除に関しては分からぬ。」と回答しており、申立人の勤務期間及び申立期間における保険料控除について確認できなかつた。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。